

あかの民商ニュース

所得税申告「更正の請求」

所得税の確定申告提出後に会員さんから売上が再度かんじよしたら、売上が2重計上になってしまったこと、令和6年度の売上也計上していたことがわかり、税務署に所得税の更正の請求を行うことになりました。(国税局のHPで「更正の請求」ができるようになっていきます)

更正の請求に添付する「売上帳(訂正前と訂正後)」「2重計上した領収書」「令和6年度分の請求書」「振り込まれる通帳の写し」を留意し税務署の窓口までいって説明をして更正の請求に押印をもらってききました。



所得税はいったん確定してしまったため、後日還付となりますが、消費税申告は3月末まででしたので、再確定ということになりました。

売上を再計算し間違いに気づかなければ、ばかいつぺ税金を納めねばならなかったです。会員さんから「売上違ったけど、どーしょよば」と連絡があったときは、あんべわーりなりそになりました。

「給与等の源泉徴収事務に係る」定額減税

6月1日以後に支払う給与に対する「源泉所得税」から「月次減税額」を控除となります。

控除しきれない部分は翌月の「源泉所得税」から順次控除していくこととなります。

控除対象者

6月1日現在、給与支払者のもとで勤務している人のうち、「源泉徴収税額表の甲欄が適用されている居住者の人」となります。

月次減税額

- 本人様 30,000円
- 同一生計配偶者と扶養親族1人につき 30,000円

「月次減税額」の計算の対象となる「扶養親族」とは、所得税法上の「控除対象扶養親族」だけでなく、16歳未満の扶養親族も含まれます。

阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一・三八
☎〇二五〇・六二七・一五八

NO 1931

商売くらしに役立つ!
全国
商工新聞
月/500円

自主計算ノート

令和6年度の売上や経費を記載する「自主計算ノート」が必要な方いますでしょうか。数名の方ですが、自主計算ノートの日々の帳面をつけたいと民商へ来所しています。自主計算ノートは若干余分あります。

一人親方の特別加入について

令和6年4月から保険料率が改定されました。

- 18/1000(旧) → 17/1000(新)
- お知らせした年間保険料は旧保険料率18/1000となっています。

安心して働きたい?

令和6年度 申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.3月~7.10水

労働保険年度更新のご案内

各書類を記載のうえ、民商まで左記の期日までに更新書類の提出をお願いします。

- 4月15(月)まで



婦人部小物4月の小物作り

- 日時 4月16日(火) 30日(火)
午後1時30分から
- 場所 阿賀野民商会館2階

阿賀野民商婦人部総会日程きまる

民商婦人部は3月に役員会を開催し、総会日程を決めましたが、討議が脱線に脱線を繰り返し、(農業問題や健康についてですたしか・・・)最後数分の間でササと決まりました。5/26です

下越病院士曜検診予約

- 日時 6月15日(土)
- 申込人数 残あと1名
- 申込 4月20日

